

理学部における転学科事務手続き (改訂)

H22. 11. 1

理学部内で「学科所属実施要項」第4条3項に基づく転学科を行う場合の手続きは以下とする。

1. 転学科の時期

転学科は前期4月1日または後期10月1日付けで行う。

2. 理学部内での転学科の手続き

- 1) 転学科を希望する学生は現所属学科の学科長（以下、転出元学科長という）及び転学科を希望する学科の学科長（以下、転出先学科長という）に申し出て事前に必要な修学上の指導を受けるものとする。必要な指導を経て、最終的に前期（後期）に転学科を希望する学生は12月28日（5月30日）までに転出元及び転出先学科長に転学科の意志を申し出る。
- 2) 転出元学科長は1月31日（6月30日）までに転出の許可／不許可を決定する。ただし、転学科に必要な要件を当該学期末において満足する見込みの場合には、「条件付き許可」とする。
- 3) 転出の許可を得た学生は転出元学科長を経て所属学科変更願を2月1日（7月1日）までに教務課に提出する。教務課は速やかに理学系事務グループに変更願の写しを提出し、理学系事務グループから転出先学科長に審議依頼をする。「条件付き許可」の場合には、所属学科変更願に必要な条件について付記する。
- 4) 転出先学科長は3月（9月）の理学部代議員会までに転学科の許可・不許可を決定する。ただし、転出元学科ならび転出先学科の定めた要件を当該学期末において満足する見込みの場合には、「条件付き許可」とする。
- 5) 転出先学科長が許可と判断したものについて、3月（9月）の理学部代議員会において承認する。ただし、「条件付き許可」の場合は、「条件付きの異動」として承認する。結果は教務課から学生に速やかに通知する。
- 6) 3月（9月）の代議員会において「条件付きの異動」とされた学生については、3月31日（9月30日）までに必要な要件が満たされているか否かを、転出元学科長が確認し、理学部長および転出先学科長へ報告する。必要な条件が満たされている場合は、正式な異動となり、そうでない場合は、異動は取り消しとなる。結果は学生に速やかに通知するとともに、4月（10月）の代議員会に報告する。

3. 他学部との転学科の手続きについて

理学部から他学部への転学科（転出）、他学部から理学部への転学科（転入）に関しても、理学部内の手続きの日程については上記の日程に準ずるものとする。